

お客さま各位

2019年10月1日 工事約款（ガス使用者さま向け）および
工事約款（ガス小売事業者さま向け）変更について

工事約款（ガス使用者さま向け）、工事約款（ガス小売事業者さま向け）を変更いたします。

皆さまには何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、弊社お問い合わせ先までご連絡ください。

変更内容は以下の通りです。

実施年月日：2019年10月1日

工事約款（ガス使用者さま向け） 新旧対照表

現 行 約 款	備 考	変 更 後
<p>IV ガス工事に伴う費用の負担</p> <p>9. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p> <p>(12) 当社は、当社（導管部門）がお客さまの提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p> <p>① 当社からの申込みにより、当社（導管部門）は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。</p> <p>② 当社は、当社（導管部門）が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社（導管部門）が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。</p> <p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。</p> <p>イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること</p> <p>ロ 当社（導管部門）が指定する講習を修了した者により、当社（導管部門）が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること</p> <p>— 修繕費の負担 —</p> <p>(13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただき、当社（導管部門）所有の供給施設の修繕費は当社（導管部門）が負担することを原則といたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>IV ガス工事に伴う費用の負担</p> <p>9. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p> <p>(12) 当社は、当社（導管部門）がお客さまの提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p> <p>① 当社からの申込みにより、当社（導管部門）は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。</p> <p>② 当社は、当社（導管部門）が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社（導管部門）が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただきます。</p> <p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。</p> <p>イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること</p> <p>ロ 当社（導管部門）が指定する講習を修了した者により、当社（導管部門）が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること</p> <p>— 修繕費の負担 —</p> <p>(13) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまにご負担していただき、当社（導管部門）所有の供給施設の修繕費は当社（導管部門）が負担することを原則といたします。</p>
<p>V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法</p> <p>1 1. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p>	<p>変更</p>	<p>V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法</p> <p>1 1. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税等相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p>

現行約款	備考	変更後
<p>12. 工事費等の支払方法 工事費等については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当社が指定した金融機関 ②当社の事業所等 <p>附則</p> <p>1. 実施期日 この工事約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>12. 工事費等の支払方法 工事費等については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <input checked="" type="checkbox"/>当社が指定した金融機関等 ② 当社の事業所等 <p>附則</p> <p>1. 実施期日 この工事約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p>

現 行 約 款	備 考	変 更 後
<p>IV ガス工事に伴う費用の負担</p> <p>9. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p> <p>(12) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p> <p>① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）をお客さまにご負担していただきます。</p> <p>② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）をお客さまにご負担していただきます。</p> <p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。</p> <p>イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること</p> <p>ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること</p> <p>— 修繕費の負担 —</p> <p>(13) ガス使用者さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）はお客さまにご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>IV ガス工事に伴う費用の負担</p> <p>9. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>— 工事材料の提供と工事費算定 —</p> <p>(12) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。</p> <p>① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）をお客さまにご負担していただきます。</p> <p>② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）をお客さまにご負担していただきます。</p> <p>③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。</p> <p>イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること</p> <p>ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること</p> <p>— 修繕費の負担 —</p> <p>(13) ガス使用者さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものいたします。）はお客さまにご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。</p>
<p>V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法</p> <p>1 1. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p>	<p>変更</p>	<p>V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法</p> <p>1 1. 工事費等の申し受け及び精算</p> <p>(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税等相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。</p> <p>① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）</p> <p>② その他、当社が特に必要と認めた工事</p>

